

(別紙1)番号法第9条第1項 別表第1に定める事務

No.	移転先	①法令上の根拠	②移転先における用途	⑥移転方法
1	障害福祉課 保育幼稚園課	番号法第9条第1項 別表第1 8の項	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	同一統合パッケージシステム 庁内連携システム
2	こども家庭課	番号法第9条第1項 別表第1 9の項	児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	同一統合パッケージシステム 庁内連携システム
3	健康政策課	番号法第9条第1項 別表第1 10の項	予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	同一統合パッケージシステム 庁内連携システム
4	障害福祉課	番号法第9条第1項 別表第1 12の項	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	同一統合パッケージシステム 庁内連携システム
5	生活支援課	番号法第9条第1項 別表第1 15の項	生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	同一統合パッケージシステム 庁内連携システム
6	市民税課 資産税課 収納課 国保年金課	番号法第9条第1項 別表第1 16の項	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの	同一統合パッケージシステム 庁内連携システム
7	住宅政策課	番号法第9条第1項 別表第1 19の項	公営住宅法による公営住宅(同法第2条第2号に規定する公営住宅をいう。以下同じ。)の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	同一統合パッケージシステム 庁内連携システム
8	学務課	番号法第9条第1項 別表第1 27の項	学校保健安全法(昭和33年法律第56号)による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定めるもの	同一統合パッケージシステム 庁内連携システム
9	国保年金課	番号法第9条第1項 別表第1 30の項	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	同一統合パッケージシステム 庁内連携システム
10	国保年金課	番号法第9条第1項 別表第1 31の項	国民年金法(昭和34年法律第141号)による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料その他徴収金の徴収、基金の設立の認可又は加入員の資格の取得及び喪失に関する事項の届出に関する事務であって主務省令で定めるもの	同一統合パッケージシステム 庁内連携システム
11	障害福祉課	番号法第9条第1項 別表第1 34の項	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	同一統合パッケージシステム 庁内連携システム
12	住宅政策課	番号法第9条第1項 別表第1 35の項	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	同一統合パッケージシステム 庁内連携システム
13	防災危機管理課	番号法第9条第1項 別表第1 36の項の2	災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)による避難行動要支援者名簿の作成、個別避難計画の作成、罹災証明書の交付又は被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令で定めるもの	同一統合パッケージシステム 庁内連携システム
14	こども家庭課	番号法第9条第1項 別表第1 37の項	児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	同一統合パッケージシステム 庁内連携システム
15	人事課	番号法第9条第1項 別表第1 39の項	地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)による短期給付若しくは年金である給付又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和37年法律第153号)による年金である給付に関する事務であって主務省令で定めるもの	同一統合パッケージシステム 庁内連携システム
16	高齢者支援課	番号法第9条第1項 別表第1 41の項	老人福祉法(昭和38年法律第133号)による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	同一統合パッケージシステム 庁内連携システム
17	こども家庭課	番号法第9条第1項 別表第1 44の項	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるもの	同一統合パッケージシステム 庁内連携システム
18	こども家庭課	番号法第9条第1項 別表第1 45の項	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	同一統合パッケージシステム 庁内連携システム
19	障害福祉課	番号法第9条第1項 別表第1 46の項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)による特別児童手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	同一統合パッケージシステム 庁内連携システム
20	障害福祉課	番号法第9条第1項 別表第1 47の項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号。以下「昭和60年法律第34号」という。)附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	同一統合パッケージシステム 庁内連携システム

No.	移転先	①法令上の根拠	②移転先における用途	⑥移転方法
21	地域保健課 こども未来課	番号法第9条第1項別表第一49の項	母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	同一統合パッケージシステム 庁内連携システム
22	人事課 こども家庭課	番号法第9条第1項別表第一56の項	児童手当法による児童手当又は特例給付(同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。以下同じ。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	同一統合パッケージシステム 庁内連携システム
23	国保年金課	番号法第9条第1項別表第一59の項	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は同法第百二十五条第一項の高齢者保健事業若しくは同条第五項の事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	同一統合パッケージシステム 庁内連携システム
24	住宅政策課	番号法第9条第1項別表第一61の2の項	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	同一統合パッケージシステム 庁内連携システム
25	生活支援課	番号法第9条第1項別表第一63の項	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金(以下「中国残留邦人等支援給付等」という。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	同一統合パッケージシステム 庁内連携システム
26	介護保険課	番号法第9条第1項別表第一68の項	介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	同一統合パッケージシステム 庁内連携システム
27	健康政策課	番号法第9条第1項別表第一76の項	健康増進法(平成十四年法律第百三十三号)による健康増進事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	同一統合パッケージシステム 庁内連携システム
28	障害福祉課 介護保険課	番号法第9条第1項別表第一84の項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	同一統合パッケージシステム 庁内連携システム
29	保育幼稚園課	番号法第9条第1項別表第一94の項	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	同一統合パッケージシステム 庁内連携システム

(別紙2) 特定個人情報の提供先

No.	提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途
1	厚生労働大臣	番号法第19条第8号別表第二 1の項	健康保険法第5条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの
2	全国健康保険協会	番号法第19条第8号別表第二 2の項	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
3	健康保険組合	番号法第19条第8号別表第二 3の項	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
4	厚生労働大臣	番号法第19条第8号別表第二 4の項	船員保険法第4条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定めるもの
5	全国健康保険協会	番号法第19条第8号別表第二 6の項	船員保険法による保険給付又は平成19年法律第30号附則第39条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成19年法律第30号第4条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
6	都道府県知事	番号法第19条第8号別表第二 8の項	児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
7	都道府県知事	番号法第19条第8号別表第二 9の項	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
8	市町村長	番号法第19条第8号別表第二 11の項	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの
9	都道府県知事又は市町村長	番号法第19条第8号別表第二 16の項	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
10	市町村長	番号法第19条第8号別表第二 18の項	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
11	市町村長	番号法第19条第8号別表第二 20の項	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
12	都道府県知事	番号法第19条第8号別表第二 23の項	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
13	都道府県知事等	番号法第19条第8号別表第二 26の項	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
14	市町村長	番号法第19条第8号別表第二 27の項	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
15	都道府県知事	番号法第19条第8号別表第二 28の項	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
16	厚生労働大臣又は共済組合等	番号法第19条第8号別表第二 29の項	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
17	公営住宅法第2条第16号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	番号法第19条第8号別表第二 31の項	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの
18	日本私立学校振興・共済事業団	番号法第19条第8号別表第二 34の項	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
19	厚生労働大臣又は共済組合等	番号法第19条第8号別表第二 35の項	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
20	文部科学大臣又は都道府県教育委員会	番号法第19条第8号別表第二 37の項	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定めるもの
21	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	番号法第19条第8号別表第二 38の項	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定めるもの
22	国家公務員共済組合	番号法第19条第8号別表第二 39の項	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
23	国家公務員共済組合連合会	番号法第19条第8号別表第二 40の項	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
24	市町村長又は国民健康保険組合	番号法第19条第8号別表第二 42の項	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの

No.	提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途
25	厚生労働大臣	番号法第19条第8号別表第二 48の項	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
26	市町村長	番号法第19条第8号別表第二 53の項	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
27	住宅地区改良法第2条第2項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	番号法第19条第8号別表第二 54の項	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの
28	都道府県知事等	番号法第19条第8号別表第二 57の項	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
29	地方公務員共済組合	番号法第19条第8号別表第二 58の項	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
30	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	番号法第19条第8号別表第二 59の項	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
31	市町村長	番号法第19条第8号別表第二 61の項	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの
32	市町村長	番号法第19条第8号別表第二 62の項	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
33	都道府県知事	番号法第19条第8号別表第二 63の項	母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定めるもの
34	都道府県知事又は市町村長	番号法第19条第8号別表第二 64の項	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるもの
35	都道府県知事等	番号法第19条第8号別表第二 65の項	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
36	厚生労働大臣又は都道府県知事	番号法第19条第8号別表第二 66の項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
37	都道府県知事等	番号法第19条第8号別表第二 67の項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
38	市町村長	番号法第19条第8号別表第二 70の項	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
39	厚生労働大臣又は都道府県知事	番号法第19条第8号別表第二 71の項	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律による職業転換給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
40	市町村長(児童手当法第17条第1項の表の下欄に掲げる者を含む。)	番号法第19条第8号別表第二 74の項	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
41	後期高齢者医療広域連合	番号法第19条第8号別表第二 80の項	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
42	厚生労働大臣	番号法第19条第8号別表第二 84の項	昭和60年法律第34号附則第87条第2項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
43	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第18条第2項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事または市町村長	番号法第19条第8号別表第二 85の2の項	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令に定めるもの
44	都道府県知事等	番号法第19条第8号別表第二 87の項	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
45	厚生労働大臣	番号法第19条第8号別表第二 91の項	平成8年法律第82号附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの

No.	提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途
46	平成8年法律第82号附則第32条第2項に規定する存続組合又は平成8年法律第82号附則第48条第1項に規定する指定基金	番号法第19条第8号別表第二 92の項	平成8年法律第82号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
47	市町村長	番号法第19条第8号別表第二 94の項	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
48	都道府県知事又は保健所を設置する市の長	番号法第19条第8号別表第二 97の項	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
49	厚生労働大臣	番号法第19条第8号別表第二 101の項	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
50	農林漁業団体職員共済組合	番号法第19条第8号別表第二 102の項	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付(同法附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付を除く。)若しくは一時金の支給又は特例業務負担金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
51	独立行政法人農業者年金基金	番号法第19条第8号別表第二 103の項	独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第6条第1項第1号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた平成13年法律第39号による改正前の農業者年金基金法若しくは平成2年法律第21号による改正前の農業者年金基金法による給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
52	独立行政法人日本学生支援機構	番号法第19条第8号別表第二 106の項	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
53	厚生労働大臣	番号法第19条第8号別表第二 107の項	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
54	都道府県知事又は市町村長	番号法第19条第8号別表第二 108の項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
55	文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会	番号法第19条第8号別表第二 113の項	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
56	厚生労働大臣	番号法第19条第8号別表第二 114の項	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
57	平成23年法律第56号附則第23条第1項第3号に規定する存続共済会	番号法第19条第8号別表第二 115の項	平成23年法律第56号による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
58	市町村長	番号法第19条第8号別表第二 116の項	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
59	厚生労働大臣	番号法第19条第8号別表第二 117の項	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
60	都道府県知事	番号法第19条第8号別表第二 120の項	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
61	社会福祉協議会	番号法第19条第8号別表第二 30の項	社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの

No.	提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途
62	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条に規定する特定公的給付の支給を実施する行政機関の長等	番号法第19条第8号別表第二 121の項	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの

(別紙3)特定個人情報の移転先等

No.	移転先	①法令上の根拠	②移転先における用途	⑥移転方法
1	障害福祉課 保育幼稚園課	番号法第9条1 の項別表第一 8の項	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	同一統合パッケージ システム 庁内連携システム
2	こども家庭課	番号法第9条1 の項別表第一 9の項	児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	同一統合パッケージ システム 庁内連携システム
3	健康政策課	番号法第9条1 の項別表第一 10の項	予防接種法(昭和23年法律第68号)による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	同一統合パッケージ システム 庁内連携システム
4	障害福祉課	番号法第9条第1 項別表第一12 の項	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	同一統合パッケージ システム 庁内連携システム
5	生活支援課	番号法第9条1 の項別表第一 15の項	生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	同一統合パッケージ システム 庁内連携システム
6	収納課 国保年金課	番号法第9条1 の項別表第一 16の項	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの	同一統合パッケージ システム 庁内連携システム
7	住宅政策課	番号法第9条1 の項別表第一 19の項	公営住宅法による公営住宅(同法第2条第2号に規定する公営住宅をいう。以下同じ。)の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	同一統合パッケージ システム 庁内連携システム
8	学務課	番号法第9条第1 項別表第一27 の項	学校保健安全法(昭和33年法律第56号)による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定めるもの	同一統合パッケージ システム 庁内連携システム
9	国保年金課	番号法第9条1 の項別表第一 30の項	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	同一統合パッケージ システム 庁内連携システム
10	国保年金課	番号法第9条第1 項別表第一31 の項	国民年金法(昭和34年法律第141号)による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料その他徴収金の徴収、基金の設立の認可又は加入員の資格の取得及び喪失に関する事項の届出に関する事務であって主務省令で定めるもの	同一統合パッケージ システム 庁内連携システム
11	障害福祉課	番号法第9条第1 項別表第一34 の項	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	同一統合パッケージ システム 庁内連携システム
12	住宅政策課	番号法第9条1 の項別表第一 35の項	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	同一統合パッケージ システム 庁内連携システム
13	防災危機管理課	番号法第9条第1 項別表第一36 の項の2	災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)による避難行動要支援者名簿の作成、個別避難計画の作成、罹災証明書の交付又は被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令で定めるもの	同一統合パッケージ システム 庁内連携システム
14	こども家庭課	番号法第9条1 の項別表第一 37の項	児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	同一統合パッケージ システム 庁内連携システム
15	人事課	番号法第9条第1 項別表第一39 の項	地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)による短期給付若しくは年金である給付又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和37年法律第153号)による年金である給付に関する事務であって主務省令で定めるもの	同一統合パッケージ システム 庁内連携システム
16	高齢者支援課	番号法第9条1 の項別表第一 41の項	老人福祉法(昭和38年法律第133号)による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	同一統合パッケージ システム 庁内連携システム
17	こども家庭課	番号法第9条1 の項別表第一 44の項	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるもの	同一統合パッケージ システム 庁内連携システム
18	こども家庭課	番号法第9条1 の項別表第一 45の項	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	同一統合パッケージ システム 庁内連携システム
19	障害福祉課	番号法第9条第1 項別表第一46 の項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)による特別児童手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	同一統合パッケージ システム 庁内連携システム

No.	移転先	①法令上の根拠	②移転先における用途	⑥移転方法
20	障害福祉課	番号法第9条第1項別表第一47の項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号。以下「昭和60年法律第34号」という。)附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	同一統合パッケージシステム 庁内連携システム
21	こども未来課 地域保健課	番号法第9条1の項別表第一49の項	母子保健法(昭和40年法律第141号)による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	同一統合パッケージシステム 庁内連携システム
22	人事課 こども家庭課	番号法第9条1の項別表第一56の項	児童手当法による児童手当又は特例給付(同法附則第2条1の項に規定する給付をいう。以下同じ。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	同一統合パッケージシステム 庁内連携システム
23	国保年金課	番号法第9条1の項別表第一59の項	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は同法第二百五条第一項の高齢者保健事業若しくは同条第五項の事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	同一統合パッケージシステム 庁内連携システム
24	住宅政策課	番号法第9条1の項別表第一61の2の項	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	同一統合パッケージシステム 庁内連携システム
25	生活支援課	番号法第9条1の項別表第一63の項	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金(以下「中国残留邦人等支援給付等」という。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	同一統合パッケージシステム 庁内連携システム
26	介護保険課	番号法第9条1の項別表第一68の項	介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	同一統合パッケージシステム 庁内連携システム
27	健康政策課	番号法第9条第1項別表第一76の項	健康増進法(平成十四年法律第百三号)による健康増進事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	同一統合パッケージシステム 庁内連携システム
28	障害福祉課 介護保険課	番号法第9条1の項別表第一84の項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	同一統合パッケージシステム 庁内連携システム
29	保育幼稚園課	番号法第9条1の項別表第一94の項	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	同一統合パッケージシステム 庁内連携システム
30	障害福祉課	富士市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例	富士市重度心身障害児及び重度心身障害者医療費助成金支給条例(昭和48年条例第10号)による医療費の助成に関する事務	同一統合パッケージシステム 庁内連携システム
31	障害福祉課	富士市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例	富士市精神障害者医療費助成金支給条例(昭和49年条例第9号)による医療費の助成に関する事務	同一統合パッケージシステム 庁内連携システム
32	こども家庭課	富士市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例	富士市母子家庭等医療費助成金支給条例(昭和55年条例第7号)による医療費の助成に関する事務	同一統合パッケージシステム 庁内連携システム

No.	移転先	①法令上の根拠	②移転先における用途	⑥移転方法
33	子ども家庭課	富士市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例	富士市子ども医療費助成金支給条例(平成9年条例第34号)による医療費の助成に関する事務	同一統合パッケージシステム 庁内連携システム
34	子ども家庭課	番号法第9条 1の項別表第一100の項	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	同一統合パッケージシステム 庁内連携システム